

広報おんが

昭和57年

1月25日発行

第283号

発行所 福岡県遠賀郡遠賀町役場 編集 庶務課 庶務係 印刷 冷牟田印刷合資会社



今日から大人の仲間入り

中央公民館大ホール

1月15日、遠賀町では194人(男94人、女100人)が新しく成人の仲間入りをしました。今年も女性のほとんどが和服姿という華やかな雰囲気の中、記念の写真撮りが行われました。

人のうごき

12月の住民基
本台帳から

人口	15,095人(+97)		
男	7,282人(+48)		
女	7,813人(+49)		
世帯数	4,160戸(+18)		
転入	112	転出	28
出生	23	死亡	10

()内は前月比

* 2月の税金 *

国民健康保険税 (第4期)

納期限 2月1日(月)まで

固定資産税 (第4期)

納期限 2月25日(木)まで

特集

成人式にあたり私はこう思う

甘えは許されない



遠賀川 社会人
山中 和 恵

昨日までの自分と、今日からの自分が、違うとは思えません。けれど、この成人式を機会に今までを振り返り、これからの生きる姿勢を考えてみるのも、良い事だと思います。

私は、これといった苦勞も無く平凡な学生時代を過ごしてきました。しかし今思うと、何かに夢中になったという事が無く、少し寂しいような気がします。

今は社会人二年生として、責任というものを常に感じています。私にとっては、社会人になった時既に、成人の日を迎えていたのかもしれない。しかし今度は改めて、未成年という困いの中から抜け出し、更に重大な責任をもつ事になります。本当の意味で、甘えの許されない大人の仲間入りをするので。

私の今後の目標は、公務員としての仕事をしっかりやっていく事そして、まだ若いのだから何かやりたい事をみつけて、思いきりやってみる事、この二つです。急にりっぱな大人になんかなれないと思います。だから無理をせず、少しずつ公私共ががんばっていきたくと思っています。

自分自身を

磨きたい



新町 社会人
永 浦 直 樹

僕はあまり形式にこだわらない方だから、成人式という言葉にさしあたって別に何もいう事は無い。むしろ「20歳になって」といった方が実感が湧いてくるので、20歳になった時の事を書きたい。その日の僕は、何故か非常に嬉しくてたまらなかった。何が原因で、僕をそうさせたのかは、定かではないが、友達の家へ遊びに行

き酒を酌み交したのであった。しかし、20歳になっての希望などについては、何一つ話しませんでした。それは、言葉では表現しきれないし、お互い気心のわかり合った中で、言葉は必要ないと思っただけなのです。そんな僕なので、成人式を迎えて、これをしようとか、あれをしようとか、形のはっきり見える、目標などありません。ただ一つ、しいていえば、これからの何年かを、自己成長期として、自分自身を磨きあげることしかありません。まだまだ、赤子である僕は、これからが勝負だと考えます。

人間としての
価値形成を目標に



虫生津 学生
繩 手 由 美

「光陰矢の如し」と一言で

かたずけてしまうのはあまりにも寂しいが、まさにその通りである。と今日つくづく感じるのです。

私のこの20年の歴史はほんのちっぽけな物でしょうが、それも数知れぬ方々の暖かな御援助なしでは語れません。

成人式を迎えた今、思うのですが、これからの人間としての真の価値が決まるのだと。これから先ずっと大人としてのレベルがついてまわるのです。自分自身に、そして私を支えてくださっている方々に恥じないように、一人の人間としての価値を形成していきたいと願います。そして、この初心をいつまでも忘れないように努力したいと思っています。

これからの自分



別府 学生
中 西 博

この20年間、自分が一体何をしていたか、一体何が自分に身になったのか考えてみようともしなかった。ただ、この間にずいぶん自分に対して甘い考えの生活をしてきたということだ。というのも自身に、けじめがなかったせいであらう。だから、この一つの分岐点で、もう一度自分のあり方を考えてみようと思うし、またけじめをきっぱりとつけることのできる人になろうと思う。その過程において、さまざまな人が、今までと同じように、自分に接触し、前を通り過ぎてゆくと思うが、その状態の中で、何一つ感謝できない人間には、なりたくないです。もちろん、今までのようにこれからも、両親、兄弟、友達にも何らかの迷惑をかけるだろう。ただ、これからはその迷惑を最小限にし、その人たちへの感謝を忘れるべきじゃないと思う。そこでもう一度、過去の教訓を自分の生活の中に生かして、人と接しても、恥ずかしくないような態度のとれる人を理想として自分の生活の中の甘さを、少しずつ除いていきたく思う。

「成人式」の記念品

贈呈について

1月15日の「成人式」の際に記念品をお渡ししましたが当日欠席された方は、2月末日までに教育委員会で記念品をお受け取り下さい。

大人になった 自覚をもって



旧停 学生
柴田 敏子

私としては20歳になったというこ
とで区切りをつけ、自分自身で大
人になったという自覚をもち、す
こしずつでも、親に頼らず一人で
生きていけるよう努力していきたい
と思っています。私の心の成人
は、まだまだ先のようにです。自分
との戦いの中で、早く本当の成人
と呼ばれるよう頑張っていきたい
と思います。

新たなる完全燃焼



虫津 学生
武谷 嘉昭

成人式とうとうやってきたとい
う感じです。成人になったからと
いって私には、あまり実感がわい
てきません。正直いってこれ以上
年をとりにたくないという気持ちの
方が先に立ちます。成人になった
ので自分自身責任をもって行動し
なければならぬのは、良くわか
っています。しかし成人になった
すべての人が、自分に責任をもっ
て行動しているでしょうか。20歳
になったという年の問題ではな
く、気持ちの問題だと思います。
私の同級生でも、別に成人式を終
えなくても、りっぱに自分自身の
行動に責任をもち、社会で働いて
いる人は、たくさんいます。

一方、私のように学生で、また
親なら、はなれきれないあまたた
気持ちがある者もいます。もちろ
ん学生でもしつかりしている人は
います。20歳になったので、親に
頼らず、一人で頑張っていこうと
いうのは、りっぱなことですが、

今日、ここに成人式を迎えて、
これから大人の仲間入り出来るの
は、自分を今日まで支えてくれた
両親、恩師、そして忘れることの
出来ない友人たちの御陰だと思っ
ています。今思えば、十代は、す
べてに対して甘えていたように思
えます。少しでも苦しいことがあ
ると、すぐ楽な方へ逃げ出したり
人の迷惑を考えずに行動したりし
て、いつの間にか、最初の目標と
は全然逆の方向に進んでいること
が多く、いつも後悔ばかりしてい
ました。けれども、今日ここに成
人の日を迎えた以上、いままでの

信頼のある私に



別府 学生
大石 美智代

甘えた気持ちや態度は、社会に出
たら通用しなくなると思います。
これからは、気持ちを新たに
初心を忘れず、弱さにおぼれず、
逃避せず、そして、無限の可能性
に向って、自分自身を完全燃焼さ
せたいと思っています。

「大人になる」というような実
感があまりありません。
それは、私が学生であるからだ
と思います。
親の保護を受けながら、学生生
活を楽しく過ごしている私は、ま
だまだ親にたより、甘えているか
らだと思えます。

しかし、私も4月からは、社会
に出て働かなくてはなりません。
成人式を迎え、大人の仲間入り
をした以上、今までの自分を反省
し、甘えの気持ちを早くなくし、
社会に出たら自覚と責任を持ち、
多くの人から信頼してもらえるよ
う努力し、がんばっていきたくい
思っています。

心身ともりっぱな 大人に



松の本 学生
柴田 祐二

人の一生には、転機、あるいは
分岐点と呼ばれる時が、いくつか
ある。成人になるということも、
一つの転機であって、これには次
のような二つの理由があると私は
思う。
一つは、成人としての当然の権
利が得られたことである。中で
も、選挙権を得たことは、直接、
間接に政治に参加する手段として
の大きな意義があり、もう一つ
は、自分自身の成人としての自覚
で、自分の行動に今までと違う責
任を感じさせられることである。
ところで、「成人」とは大人、
つまり満20歳以上の人という意味
と、心身が十分に成長した人とい
う意味をも、持っている。

このことばが、前者すなわち
「大人」の意味においては、妥当
であり、後者においては、特に
「心」の面に関し、果して妥当で
あるかは疑わしい。心身ともに立
派な大人になりたいものである。

自分の言動に 責任を持たねば



鬼津 社会人
岩本 淳二

今日、ここに成人式をむかえて
これといった意識は持っていない。
しかし、これからは、大人の
仲間入り、考えるところが嬉しいよ
うな、怖いような複雑な心境で
す。

学生時代、また今日までの日
々、勝手気ままにわがままだった
自分に腹が立ちます。でも、それ
を反省し、社会人として、自分の
言動に責任を持ち、まわりの人達
に迷惑をかけないようにするのは
ともかく、社会の一つの小さな歯
車となって、人の役に立つような
大人になり、目標を持って、自分
自身を見つめながらがんばろうと
思っています。

20歳を記念して

国民年金に

加入しましょう

みんなで参加し

もつと勉強しよう

「同和教育研究大会」

来る、2月6日(土)午後1時から、中央公民館の二階大ホールで、第五回目の「同和教育研究大会」を開催いたします。

講師には、九州工業大学の「平松 潤先生」をお招きして、同和教育の根源とも言うべき「差別意識は、どこに潜むか」という演題で講演していただくことになっていきます。

「差別なんか 絶対にしとらん」「もう差別なんて、ありやしない」「同和のことは、よくわかっとうる」私たちは、自分自身に、こう言い聞かせて、自己満足に陥っているようなことはないでしょうか。残念なことに、差別事件は依

然として、おこり続けているので、このように根強く生き残っている差別意識は、いったい全体、私たちのどこに、潜んでいるのでしょうか

昨年実施された遠賀町民の同和教育のアンケート調査の結果を中心として、講師の平松先生から、このことについて、その根源をえ

ぐり出し、つきつめていただき、皆さんといっしょにもつと考え、問題解決への道を進めていきたいと思っております。

町民の皆さんに、一人でも多く参加していただきますよう、お願いいたします。

近年遠賀町でも自家用として椎茸等を栽培される方が増えてい

椎茸栽培講習会を開催します

合では組合員も募集していますので、入会を希望される方は、当日係に問い合わせ下さい。

▽日時 昭和57年1月29日(金) 13時30分

▽場所 役場2階第2会議室

愛の贈物



香典返し

次の方々から、遠賀町社会福祉協議会にご寄附をいただきました心から故人のご冥福をお祈りし厚くお礼申し上げます。

- 故鎌田善七様 (老良) 鎌田孝和様
- 故西 八十様 (遠賀川) 西 敦士様
- 故織田 一様 (旧停) 織田一磨様
- 故麻生康徳様 (遠賀川) 麻生佐恵子様
- 故石田幸雄様 (別府) 石田寅雄様
- 故矢野 規様 (広渡) 矢野守城様
- 故畑生ツネ様 (尾崎) 畑生半一様
- 故高本敬蔵様 (上別府) 高本金子様
- 故瀬戸典幸様 (新町) 瀬戸 武様



昭和56年度 共同募金

募金総額

二百四万三千七百八十一円

内訳

- 戸別募金 四百四十万五千六十円
- 法人募金 三十五万五千五百円
- パッチ募金 十八万六千六百七十三円
- 老人会一元募金 九万六千五百四十八円

昨年10月1日から12月まで行いました共同募金運動では、昨年より五十六万二千四百二十二円多い好成績を収めました。社協役員、区長、区役員、各職場の方々の積極的な御協力と、募金に心よく応じていただいた法人、一般篤志家および一般町民の方々のご支援に對しまして心からお礼申し上げます



年末 歳たすけ合い運動

昨年末の昭和56年度歳末たすけ合い運動では、皆様方の温かいご

協力で多額の義援金を頂きありがとうございました。遠賀町社会福祉協議会では、皆様の意にそうよう次のとおり配分先を決定し、配分しましたのでご報告させていただきます。

▽義援金総額

二十九万六千三百九十八円

▽配分先

- ・施設入所者
- ・一人暮らし老人
- ・母子家庭
- ・児童扶養 手当受給者
- ・特別児童扶養

人事異動

1月11日付で役場職員の異動を行いましたのでお知らせいたします。()内は旧所属です。

- 給食センター係長 添田正豊 (税務課第一係長)
- 税務課第一係長 泉原 清 (給食センター係長)
- 産業課産業係長 園田恰子 (産業課)
- 税務課第二係長 大庭紀男 (税務課)
- 福祉課 中村マリ子 (社会教育課)
- 産業課 井口正明 (福祉課)
- 財務課 原田正武 (庶務課)
- 庶務課 行事和美 (財務課)
- 住民課 副田芳見 (学務課)
- 社会教育課 川崎多賀生 (建設課)
- 学務課 岩河内孝寿 (住民課)

国際障害者年を迎えて

(終)



〈テーマ〉完全参加と平等

国際障害者年を

顧みて

遠賀町身体障害者福祉協議会



会長 矢野速雄

昨年は御承知の通り国際障害者年の年でありました。

過去一年間を振り返ってみますと、国をはじめ地方自治体や民間諸団体において各種の計画や事業が進められ、社会の多くの皆様が障害者に対し、再認識をして頂きましたのが最大の成果であったと思います。

昭和25年に身体障害者福祉法が施行され、以後福祉年金法、身体

障害者対策基本法が制定され、一応的福祉施策は整備充実され、多くの障害者もその恩恵を受けて明日への希望を抱き、障害を克服しながら生きぬいています。健康者の皆様、私達にこの様な基本法がありながら事新たに障害者年を定めることが大きな問題点なのです。

国際障害者年は一年で終わったものではありません。「完全参加と平等」は、わずか一年間では完全なものとは言えません。まして我が国は昨年末行革を基盤にして大きく変化しようとしていて福祉法は後退しつつあるのが現実です。また、障害者に対する偏見と差別の感情は簡単に解決できる問題ではありません。

本町にも300名の障害者がいます。この人達は健康者の想像もつかない諸々の問題を克服しながら生きぬいています。

私共は社会に甘えることなく、人頼りとか、そんなことは考えてはいけません。ただ住民の皆様の正しい理解を頂き、暖かい手をさしのべて頂くことが一番難しいのです。

山積みする諸問題を沢山抱えて

いますが、町行政を始め、町民の皆様今後共一層の御援助を賜り御指導と御鞭撻を御願ひ申し上げます。

最後に、皆様も職場での事故のないように、交通事故を起こさないように充分注意されて、一人でも障害者がこの社会からなくなっていくことを念願して御筆致します。

国際障害者年を

意義あるものに

中間市、遠賀郡
手をつなぐ親の会協議会



会長 松尾隆助

昨年は障害者年の一年目を終り行政や町民の皆さんから温かいご理解と、ご協力を賜り会員と共に厚くお礼を申し上げます。

困連の障害者年決議を受けて、日本でも総理府を中心に、中央心身障害者対策協議会が設置され、「完全参加と平等」をテーマで向う10年間の長期行動計画が本年初めに策定されることになっていきます。

福岡県では、推進懇話会が設置され、人としてのニーズを満たす目的で、本年3月を以て長期行動計画が提言されることになっていきますが、当面、啓発、雇用の推進、生活環境、住宅、交通の整備医療、教育、施設、在宅福祉の充実、地域福祉の強化、等が緊急課題とされています。

遠賀郡内でも、懇話会が結成された町や、町民大会等、各町独自の方針に基いて障害者年対策が始められています。

このようにして障害者年は、マスコミによる教宣活動の成果と共に一年目を終りました。

国連広報センターのエクスレィ所長は「日本は障害者年に最大の関心を示し、反応した」と称賛しています。

たしかに国をあげての催しも多く、かなり国民に浸透したようです。私も役員として、この一年間、各種の研修会等に参加の機会が多く啓発の成果は肌と感じた処です。

しかし、障害者や、その家族が期待している具体的なものがあつたでしょうか。

私達役員は、障害児(者)に対する年末プレゼント行事として各家庭訪問し、その中で、障害者を持つ家族は、障害者年と言っても特に変わったことはない、と語っています。

ます。この現実を考えると、統一テーマである「完全参加と平等」への課題は多く、障害者年は終わったのではなく始まったばかり、と言えましょう。

今後における障害者年を考える一、基本的な組織づくり

遠賀郡内では、行政を中心に各町各々の方針に基づいて懇話会等が設置されつつあるが、福祉対策は問題が多い。従って縦割行政的な組織ではなく、広域行政として総合的な組織を編成し、長期計画を策定すべきではないでしょうか

二、施設誘致について
中間、遠賀地域には障害者の療育、授産等の施設がない。従って心身障害児(者)は遠隔地の施設に入所し、親は面会や連絡事項等で大きな苦勞と負担を受けている。また、学令期の障害児は遠隔地の養護学校に通学している。健全者には計り知れない苦勞をしている。

この実情から、50年から県議会議員、行政、親の会(中遠協)でコロニー(総合施設)建設促進協議会を結成し厚生省や県に対し請願、陳情を続けている。なお授産施設の交渉も難航の現状にある。この子等を持つ親は言う。小さくてもよい、施設を早く、なぜできない、今年こそ、障害者年です。お願いしますと...

隣家から火が上がり、わが家も全焼。損害賠償を隣家に請求したいが…

暮らしの中の法律相談

〈問〉
念願かな
って手に
入れたマイホーム。
それが一瞬のうちに
灰になってしまいました。
隣家のIさんが
宅から火が上がり、
あっという間にわが
家にも飛び火して全
焼。火の回りが速か
ったため、貴重品も何も持ち出
せませんでした。この上は、I
さんに対し、損害賠償の請求を
しようと思うのですが……。

〈答〉
一般に不法行為をし
た人は、損害賠償の責
任を負わなければなりません。
不法行為とは、「故意」や「過
失」によって他人の権利を侵
し、他人に損害を生じさせるこ
とです。

ところで「過失」は、いわゆる不注意による「軽過失」と、著しく注意を怠っていた場合の「重過失」とに分けられます。通常の不法行為の場合には、「故意」はもちろんのこと、これらいずれの「過失」でも、その行為をした加害者に対し、被害者は損害賠償の責任を問うことができます。

不法行為と損害賠償 その2

「故意」または「重過失」の場合のみ賠償請求ができる

とができます。しかし、ご質問のケースのような失火(出火)の場合はその原因が、「故意」または「重過失」のときにのみ、被害者は加害者に対し、損害賠償の請求ができるとされています。これは、次の理由によりです。

▼失火による延焼の場合は、そのときの天候状態や消防自動車到着時間などによって被害の程度が意外に大きくなる
▼火を出した本人も、結果的に大きな被害を被ることから、加害者もまた被害者の一人であると考えられること
▼火を出した本人も、結果的に大きな被害を被ることから、加害者もまた被害者の一人であると考えられること

以上のことから、失火による不法行為の場合は、特別に失火者に対する配慮を加え、「故意」または不注意の程度が著しい「重過失」のときにのみ、損害賠償の責任を負わせることができるとしていわれています。

つまり、Iさんの失火が、Iさんの「故意」または「重過失」によるものであれば、あなたはIさんに対し損害賠償の請求ができますが、「軽過失」による場合はできません。

なお、借家人が失火により借家を焼いてしまった場合は、「故意」「重過失」「軽過失」を問わず、焼失家屋の相当額を家主に対して賠償しなければなりません。

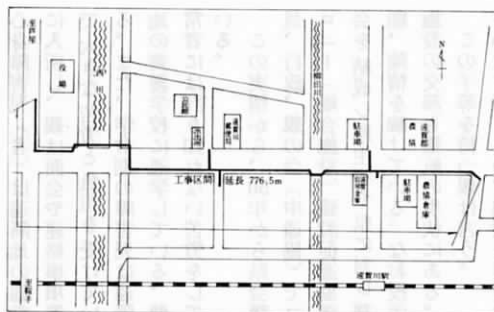
次回も、「法律扶助」です。



水道管布設工事片側通行止めのお知らせ

水道管布設工事を施行中です。このため道路の掘削や一部通行止め等で大変ご迷惑をおかけしておりますが、ご協力下さいますようお願い致します。

- ▼工事名 遠賀町内県道岡垣1線 貫線配水管布設工事
- ▼工期 昭和57年1月10日～昭和57年3月31日
- ▼作業時間 午前8時～午後5時 (工事内容により一部夜間作業あり)
- ▼工事区間 略図のとおりで片側通行止めとなります



交通事故のご相談は お気軽にどうぞ 無料でご相談に応じております

午前9時30分～午後4時30分(平日)
土曜日は正午まで
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます。
◎弁護士相談日：毎週金曜日午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会 小倉自動車保険請求相談センター

北九州市小倉北区紺屋町9-1
明治生命小倉ビル8階
小倉調査事務所内
☎093-521-2140(直通) 093-541-1531

暴走行為は、親の責任・町のはじ

2月16日より前でも 受け付けています

所得税の住宅取得控除等の 源泉還付のための確定申告

今年も確定申告の時期が近づきました。ところで、サラリーマンの方は、勤務先で年末調整を済ませると、ほとんどの方は確定申告をしなくてもよい仕組みになっていますが、次のような場合は、確定申告をすると、すでに源泉徴収された税金が返ってくる場合があります。

①災害を被ったり、多額の医療費を支払ったり、住宅を新築や購入した人、②年の中途で退職し、年末調整を受けていない人、③源泉徴収された利子、配当、原稿料などの収入があつて、全体

これらの還付を受けるためには、源泉徴収票などを申告書に添付するほか、提示することになっている書類がありますので、前もって用意しておきましょう。この税金の還付を受けるための申告は、税務署で1月から受け付けています。本町では、特に次の日程で確定申告の受付をいたしますのでご利用ください。

- ▽日時 2月9日(火)～10日(水) 9時～16時
- ▽場所 遠賀町役場2階 第2会議室
- ▽持参提出するもの
 - ◎定額控除だけを受ける人
 - ①新築住宅の場合
 - ・家屋の登記簿謄本または抄本
 - ・住民票の抄本(本人のみ)



税務署
二月十六日以前でも受け付けています
源泉徴収票

②既存住宅の場合
・既存住宅証明書(家屋所在市町村の税務課で証明)

・売買契約書(取得年月日、取得価額を明らかにする)

・賃貸契約書(既存住宅の取得の日以前一年以内の期間に借家等に居住していたことを明らかにする)

・住民票の抄本(本人のみ)

◎住宅ローン控除も受ける人
・家屋譲渡対価証明書(家屋と土地を一括取得した場合、家屋の取得価額を明らかにする)

・住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書(金融機関や建設業者が交付する)

(雑損控除、医療費控除)
・領収書
・保険金などで補てんされた金額がわかるもの

(その他共通するもの)
・源泉徴収票
・認印
・還付金の振込みは、多少にかかわらず銀行振込みとなりますので、金融機関名、預金の種類、口座番号をメモして持参のこと。
なお、不明な点がありましたら役場税務課第一係 電話(3) 1234 内線236におたずね下さい。

贈与税の申告は お早めに

所得税の申告と納税は2月16日から始まりますが、贈与税の申告と納税は、ひと足はやく2月1日から始まります。昨年一年間にもらった財産の合計額が六十万円を超えるときは、税務署に贈与税の申告をしなければなりません。

贈与というのは、一般に当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方がこれを受諾することによって成立する民法上の契約のことをいいます。

贈与税は、人から財産をもらったときにかかる税金ですが、つい、うっかりして申告を忘れ、後で大変困ったという例が少なくありません。それというのも、財産の贈与は夫から妻へ、親から子へというように、主に家族の間で行われることが多いためだと思われる。

また、土地や住宅などを、何気なく奥さんや子供名義に登記したり、親子の間で「ある時払いの催促なし」のお金を貸借した場合なども贈与税の対象になりますからご注意ください。贈与税についての詳しいことは若松税務署にお気軽におたずね下さい。

戦傷病者乗車券引換 証の交付をします

▽戦傷病者乗車券引換証交付請求受付開始日 昭和57年2月1日
▽提出書類 戦傷病者乗車券引換交付請求書

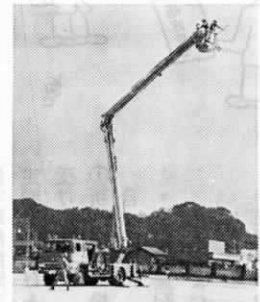
▽注意事項
(イ)戦傷病者手帳の交付を受けた後、乗車券引換証の請求までの間に、次の事項に該当する人は、請求書のほかに戦傷病者手帳及び変更届を提出するとともに次の該当書類を添付すること
・氏名変更 戸籍抄本
・住所変更 住民票抄本
・恩給の新裁定 恩給証書または保管証の写

(ロ)身体障害者手帳を新たに受けた人 身障手帳の写
(ハ)症状の程度が第3項症並びに第4項症に該当する者は、引換証の甲6シート又は乙12シートのいずれかを選択して請求すること。引換証の交付後はその年度内においての交付替えはできない。

(ニ)旅行期日等で早く引換証の交付を受けたい人は、旅行申立書を添付のうえ、一般の分と区別して請求すること。
※請求書及び各様式は福祉課福祉係にありますので、印鑑持参の上申し出下さい。

消防出初式が行われました

新春をかざる、恒例の遠賀郡四町消防合同出初式が1月10日水巻南中学校で行われました。多数の来賓者、見学者が見守る中、約2時間にわたって、分列行進や放水等が行われました。出初式被表彰者は、次のとおりです。



- ・日本消防協会会長表彰
功績章 副団長 外添 八郎
福岡県消防協会会長表彰
(1)永年勤続
(15年表彰)
第一分団班長 安藤 貞昭
第三分団班長 元木 待一
第二分団班長 旗生 良徳



- 第一分団員 安松 隆一
第一分団員 村田 智美
第一分団員 松本 征幸
第二分団員 池田 哲也
(回)優良団員
第一分団班長 柴田 康則
第二分団員 秦 忠満
第三分団員 高崎 一男
福岡県民火災共済理事長表彰
(1)分団 第一分団
(回)個人
第一分団員 井口 満
消防協会遠賀支部長表彰
第一分団員 村田 智美
第三分団員 毛利 忠正
町長表彰・感謝状
人命救助 上別府 石田新一郎
上別府 山中千代子
消防団長表彰・感謝状
第三分団班長 添田 由馬
第一分団員 石松 福一
第一分団員 萩尾 修身
第二分団員 高山 正義
第三分団員 松井 悟
第三分団員 添田 正一



ママソフトボール

部員募集

本連盟では、昨年8月23日町内第1回ママソフトボール親善大会を行い、以来皆様のご希望でママソフトボール部を発足させました。

- ▽資格 18歳〜25歳未満の男子 (来春高卒予定者を含む)
- ▽受付 常時
- ▽給与 九万千六百円
- ▽諸手当 ボーナスマス年三回計四・九カ月分
- ▽任期手当 陸の場合(二年)約三十四万円 (四年)約七十五万円 海・空の場合 (三年)約五十四万円 (五年)約七十八万円
- ▽申込先 遠賀町家庭婦人スポーツ連盟ソフトボール部長 紙谷貴美子 新町 電話(3) 3076

自衛官募集

NHK学園通信 教育生募集

高校普通科コース NHKの放送を利用して、働きながら高校卒業の資格をとりたいた方に

- ▽入学資格 中卒・卒業見込み、または同等以上の学力のある方
- ▽受付期間 昭和57年3月1日〜4月15日
- ▽受験資格 15歳以上の方
- ▽受付期間 昭和57年3月1日〜4月30日
- ▽受講資格 (書道・簿記など11講座35コース) 余暇を利用して、趣味と教養を身につけたい方に
- ▽受講資格 どなたでも
- ▽受付期間 昭和57年2月1日〜5月20日

危険！線路近くでタコあげはやめましょう

お子さんに読んであげてください。架線には、2万ボルトの高電圧が流れており、感電するとほとんど助かりません。レールの置き石や、ビニール、タコが架線にかかるると列車がとまり、多くのお客様に迷惑をか

きます。また、架線にかかったものに手や竹竿などで触れると感電の危険があります。列車が止まったり、器物を破壊したりすると、損害賠償を請求することがあります。



民俗資料館みてある記

(18)

正月異名と臼

正月という月は何かと忙がしい特に婦人にとっては、家庭サービスタにたいへんである。

一月を中心にその前後の月は正月と呼ぶ異名の日が多い。

一日 元旦、大歳

立春日 神の正月

十一日 田打正月

十五日 小正月、戻り正月(もう一度の正月の意であろう)

十六日 女の正月と云う所もある御齊日(みまひ)を仏の正月、(かまひ)起

二十日 この日を女の正月といふ所も多い。二十日正月、骨正月、かしら正月

糟の飯(これらは、この頃になると正月肴もたべつき、残るは骨や頭或いは残りものだけと云う意か)その他、トロロ正月、麦飯正月などという所もあるようである。

一月末日 みそか正月、末正月

二月一日 竝べ正月、重ね正月、太郎の正月など変わった正月名もある

これは柳田國男氏によれば、暦のまだ行渡らぬ昔は旧正月十五日の満月の晩を、年の境にして居た

ことを考えると一年の最初の朔日という意ではないかという説である。

特に一月十五日、同二十日、二月一日を始め、その他、地域によりいろいろの異名がある。

十二月一日水こぼしの正月などともいう。

臼について(1)

我々が生活していく上には穀類食糧は不可欠であるが、そのためには臼はまた欠くことの出来ない道具であった。構造上は搗き臼と磨り臼に別けられる。

搗き臼は殆んどが堅臼で木や石の円筒状の上部を深く堀りこみ、これに穀類を入れて杵でつく。



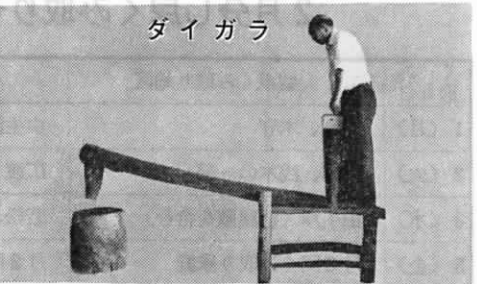
ひきうす

広く東南アジアの各地には稲作とともに古くから堅臼・堅杵が普及し、わが国へも弥生文化期に稲作と共に伝えられ、静岡の登呂遺跡から当時の遺物が出土している。また、香川県出土の銅鐸に堅

杵で堅臼をついている絵画を見ることが出来る。

このように、堅杵・堅臼で脱穀・精白・製粉の全工程がおこなわれていたが、磨り臼や踏み臼の出現により、穀類の処理は一段と能率を高めることができた。

踏み臼は「唐臼」「じうす」というが一般にダイガラと呼ぶ。平安時代の文献にその名が見えるが、一般化したのは江戸中期以後で精白・餅つき用として用いられたという。



ダイガラ

脱穀が終わると粳すり(広報255号参照)から精白・挽き臼による製粉となる。台柄は民俗資料館の「使ってみるコーナー」に挽き臼と共に皆様のご試用を待っている(つづく)

(古野千年)

今年こそ遠賀町から火災ゼロをめざそう

めざそう

心の消防コーナー

火の消 119

昨年(昭和56年)の郡内の出火件数55件、損害額一億五千三百四十九万円(現在)と増加しています。これらの火災原因の80%は、火を取扱う人の不注意に起因しています

このことは、人は失敗しやすい性格をもっておりますが、こと火の取扱いについて失敗は許されません。

火災は長年にわたって築き上げた財産を灰にし、時として尊い人命も奪います。その原因は、今火を取扱っているあなたにかかって

います。

今こそ、火の取扱いに注意し、遠賀町から火災ゼロをめざしましょう。

管内火災・救急件数

昭和56年1月から12月19日まで

町名	種類	救急
遠賀	火災	8
水巻	火災	27
岡倉	火災	9
芦屋	火災	11
合計	火災	55
	救急	273
	合計	329
	合計	1,558

農耕民俗資料館の名称を変更します

町民の皆さんに親しまれております、昔ながらの農耕器具も広い意味での民俗の中に含まれると思っておりますので、今後「民俗資料館」に変更致します。

なお、町民の皆さんで種々貴重な資料をお持ちでしたら、御理解ある御寄附をお願い致します。

また、次の方々には大切な品物、資料等を御寄附戴きまして

- 上別府 石松英馬様
- 虫生津 古野寿一郎様
- 木守 古野房子様
- 尾崎 木村盛夫様
- 用沢邦雄様

保健衛生のページ

妊婦相談

乳児相談

▽期日 2月2日(火)

▽時間 9時30分までにおいて下さい。

▽場所 役場保健室

▽対象者 妊産婦

▽持参品 印鑑(母子手帳を受領する人のみ)

▽内容 産前、産後のすこし方妊婦体操
母子手帳交付

▽料金 無料

野犬の薬殺を 実施しています



▽期間 1月15日～2月15日

野犬による被害防止のため、薬殺を実施中です。毒えさの設置場所には、赤旗を立てていますので飼犬などの愛玩動物を近づけたり放したりしないで下さい。



◎期日 2月9日(火)

▽時間 9時30分から10時30分の間において下さい。

▽場所 役場保健室

▽対象者 生後7～12カ月児

▽持参品 母子手帳

▽内容 体重、身長等の測定
離乳食等の相談

▽料金 無料

◎期日 2月15日(月)

▽時間 9時30分から10時30分の間において下さい。

▽場所 役場保健室

▽対象者 生後0～6カ月児

▽持参品 母子手帳

▽内容 体重、身長等の測定
離乳食等の相談

▽料金 無料

健康のため ごはんを食べましょう

社員募集

▽ごみ車収集乗務員

男子18歳以上30歳まで

▽募集人員 2名

▽履歴書受付 2月5日まで

面接 2月6日12時まで

▽受付先 岡垣町野間 (有) 遠賀ダストセンター 電話 09328(2)011

8 (または役場住民課保健衛生係へどうぞ)

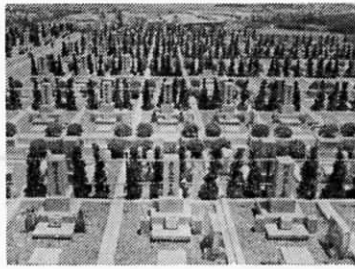
2月分し尿くみ取り予定表

くみ取り日	大型車くみ取り地区	小型車くみ取り地区
1(月)	西町、木守	虫生津、上別府(花園)
2(火)	東町、浅木の一部	広渡
3(水)	虫生津(新屋敷を含む)	若松、尾崎
5(金)	月2回くみ取り家庭	月2回くみ取り家庭
6(土)		別府、木守、老良
10(水)	旧停(旧3号線北側)、鬼津、若松	
12(金)	旧停(旧3号線南側)	鬼津
13(土)	遠賀川	別府、上別府(高家)
15(月)	遠賀川、新町	別府、鬼津、千代丸、小鳥掛
16(火)	鬼津(山水苑)、若松、別府(高瀬)	
17(水)	新町	
18(木)	新町	
19(金)	新町、広渡(中牟田)	
20(土)	月2回くみ取り家庭	月2回くみ取り家庭
22(月)	新町(ユニード前通り一部)、別府	
23(火)	別府	
24(水)	尾崎、今古賀	鬼津、松の本、若松、道管
25(木)	尾崎	老良
26(金)	上別府、木守、若葉台、堂塔寺、浅木、虫生津	島津、今古賀
27(土)	浅木	浅木、小鳥掛、蟹喰

2月分ゴミ収集予定表

町内全域	もないゴミ	大型家庭ゴミ
2月10日及び2月24日	空カン、空ビン、ガラス類、陶器類、プラスチック製品、ゴム等	テレビ、冷蔵庫、家具、建具、ふとん、ベット、机、いす、自転車等
	鹿児島本線から南側地区	鹿児島本線から北側地区
	2月24日(水)	2月10日(水)

不要犬の引き取りは、遠賀保健所 093 (201) 4161 へどうぞ



「町営遠賀霊園」好評販売中

無縁墳墓の改葬

関係者があれば申し出て下さい
所在地 宮崎県宮崎郡清武町大字木原字永迫670番地、字坂ノ下平537

▽届出期限 昭和57年2月1日

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

▽届出期限 昭和57年2月10日

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

▽届出先 宮崎県宮崎郡清武町大字船引204番地 清武町役場環境保健課 電話098558(5)1111

元気な赤ちゃん



広渡1710番地の1

松の本(今古賀704番地の171)

結城 知香ちゃん (時雄さんの次女)

牛島 純一くん (宏弘さんの長男)

昭和56年8月26日生

昭和56年1月29日生

私まだハイハイができないので、お姉ちゃん、お兄ちゃんが可愛がってくれます。だけど、お部屋の中を動かし回るようになると嫌がられるだろうナー。今のうちに愛嬌を振りまいておこうかな。

今では、お姉ちゃんの遊び相手(半分おもちやにされてるけどネ)。あまり手のかからない子だけれど、大きくなり守りをしていられるおばあちゃんに可愛いそうなくらいです。



塩分とのつきあいは

ほとほとに

2月の第一週は成人病予防週間。成人病は日常の生活に気がついたり、定期的健康診断を受けることで、かなり予防できます。成人病についての知識を高め、早期発見・早期治療に努めましょう。

高血圧は、食塩の摂取量に関係がある、といわれていますが「昭和54年国民栄養調査成績」により、食塩摂取量は、一人一日平均13・1グラムとなっており、これは「昭和54年改正日本人の栄養摂取量」で望ましいとされる量、10グラム以下を上回っています。日本人は全般的に塩分のとりすぎといえます。血圧の高い人は特に注意しましょう。

代表的なものとしては、脳卒中、がん、心臓病、高血圧、糖尿病があげられます。このうち高血圧はそれだけでは死に至るという病気ではありませんが、長く続くと心臓や腎(じん)臓に負担がかかります。脳卒中の原因にもなりますから、軽視は禁物です。

塩分のとりすぎを防ぐには、まず、おかずの味付けを薄くするなど、ふだんから薄味の習慣をつけることが先決です。また、屋食で塩辛や漬物など塩分の多いものを食べたときは、夕食は酢で味付けしたものや野菜サラダといった献立にするなど、一日の摂取量「10グラム」を守りましょう。

受験生の食事と健康



受験勉強も最後の追い込みです。しかし、2月に入りますと徹夜勉強はポツポツやめ、朝型の生活に切り換える準備が必要。そして栄養のバランスがとれた食事と適度な運動で、体力を十分に蓄え、絶好の体調で受験に挑んでほしいものです。

例えば栄養の面では

① 大脳の栄養になる食品

良質のたんぱく質を含んだ牛乳

スキムミルク、卵、魚、肉や大豆の加工品

② 神経のバランスを整える食品

カルシウムを含んだ牛乳、乳製品、小魚など

③ 脳神経の疲労を予防する食品

ビタミンBを含んだ豚肉、椎茸

タラコ、ピーナツ

などを重点的に料理に加えて下さい。

2 月上旬の遠賀町主要行事

日 曜	行 事 内 容	時 間	実施会場	担当課名	目的及び主な対象等	備 考
2 火	妊 婦 相 談	9:30~	役場保健室	住 民 課	妊婦婦	詳細は 12ページ
4 木	定 例 民 生 委 員 会	9:30~	役 場 第 2 会 議 室	福 祉 課	各民生委員	
	版 画 教 室	10:00~12:00	中央公民館	社会教育課	申込者のみ	
	社会福祉協議会講演会	13:30~	中央公民館 講 議 室	福 祉 課		
6 土	遠賀町同和教育研究大会	13:30~16:00	中央公民館	社会教育課		詳細は 4ページ
8 月	定 例 区 長 会 議	13:30~	役 場 第 2 会 議 室	庶 務 課	各区長	
9 火	乳 児 相 談	9:30~10:30	役場保健室	住 民 課	生後7~12カ月児	詳細は 12ページ
10 水	心 配 ご と 相 談	13:00~16:00	公民館別館	福 祉 課	内容は一切 ^① で料金無料です。お気軽に御相談下さい	
12 金	版 画 教 室	10:00~12:00	中央公民館	社会教育課	申込者のみ	
15 月	乳 児 相 談	9:30~10:30	役場保健室	住 民 課	生後0~6カ月児	詳細は 12ページ
	婦 人 学 級	9:30~12:00	中央公民館	社会教育課	学級生	
1/15~2/15 野 犬 葉 殺 中 町内全域(毒エサ設置場には赤旗を立てています)						詳細は 12ページ

新町駐駐車場月極利用申込みを 受付けています

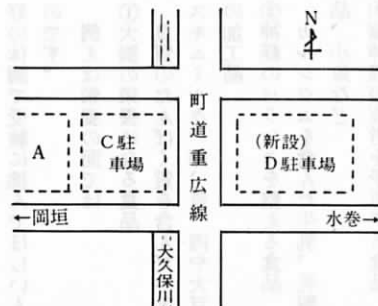
新町駐駐車場新設D駐車場の月極利用申込みの受付と利用契約を1月5日から行っています。

利用御希望の方は、印鑑を持参し車両番号を確認の上、役場財務課窓口へおいで下さい。

▽月極使用料 二千元

(契約期間は57年3月31日まで)

▽満車になり次第締切らせていただきます。(全73区画)



はたちの献血で

社会人としての第一歩を

20歳になった記念にと、旅行の計画を立てたり、それぞれ自分なりの「思い出のプログラム」を考えている方もおられるでしょう。

そうした「記念行事」の一つにぜひ加えていただきたいのが「はたちの献血」です。

医療に必要な血液は年々その需要が増え、ことに、1月~3月の冬場は献血者が少なく、血液は不足がちです。

若さにあふれるあなたの健康な血液を待っている方が大勢いるのです。

尊い生命を救うために、また、あなたの健康管理のためにも、ぜひ献血を。



記事の見落しがないよう、すみずみまでよくお読み下さい